

神奈川県告示第 442 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

なお、起業地の全部について、法第 31 条の規定により、収用及び使用の手続が保留される。

平成 27 年 10 月 2 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 起業者の名称
横浜市
- 2 事業の種類
市道桂町第 97 号線及び市道桂町第 541 号線道路整備事業（上郷公田線道路整備事業）
（横浜市栄区桂台西二丁目地内から同市栄区公田町地内まで）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
横浜市栄区桂台西二丁目、公田町字茶別当、字荒井沢、字中谷、字平台、字椎郷及び字平島地内
 - (2) 使用の部分
横浜市栄区公田町字中谷及び字平台地内
- 4 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
 - (1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について
申請に係る事業は、横浜市栄区上郷町地内から同区公田町地内までの延長 3.2km の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「市道桂町第 97 号線及び市道桂町第 541 号線道路整備事業（上郷公田線道路整備事業）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分（以下「申請起業地区間」という。）である。
本件事業は、横浜市（以下「起業者」という。）が施行する道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 4 号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について
市道桂町第 97 号線及び市道桂町第 541 号線（上郷公田線）（以下「本路線」という。）は、道路法第 8 条の規定に基づき横浜市長が市道に認定した路線であり、同法第 16 条の規定に基づき起業者が道路管理者となることなどから、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について
 - ア 得られる公共の利益
本路線は、横浜市栄区上郷町地内の神戸橋交差点を起点とし、同区公田町の桂町交差点に至る延長 3.2km の横浜市道である。
本路線が通過する横浜市栄区は、高度経済成長期における都市化の急速な進展等に

幹線道路整備が追いついておらず、幹線道路の整備指標となる都市計画道路の整備率は40.7%（平成26年3月31日現在）と、横浜市18区の中で最も低い水準にとどまっている。

なかでも、栄区を東西に連絡する唯一の幹線道路である主要地方道原宿六ツ浦（以下「原宿六ツ浦」という。）は既成市街地を通過することから、地域住民の通勤、通学及び買い物などの日常生活上の利用など広く利用され、地域内交通と通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、原宿六ツ浦の自動車交通量は南河内で19,339台/日、混雑度は1.44となっている。

また、原宿六ツ浦は道路構造令（昭和45年政令第320号）施行前から整備されていたため、道路構造令に定める道路幅員を満たさない区間があるほか、道路に沿って住宅が密着して造られ、一部ではがけ地に接している箇所もあり、災害時の家屋倒壊やがけ崩れなどによる道路寸断、避難経路の途絶、支援物資の搬送の遅延などについても懸念されている。

本件事業の完成により、本件区間が原宿六ツ浦を利用する通過交通を分担することとなるため、原宿六ツ浦の交通混雑の緩和が図られるなど安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するとともに、大規模災害時等による緊急輸送路としての機能を発揮するなど地域防災力の強化に寄与することが認められる。

また、区中心部の本郷台駅周辺へのアクセスの強化が図られることから、高齢化の進む栄区における新たな街づくりや地域住民の利便性向上、地域活性化の一端を担うものと期待される。

さらに、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道。以下「圏央道」という。）の一部区間である「高速横浜環状南線」（以下「環状南線」という。）に公田インターチェンジ（仮称）を介して接続することにより、圏央道をはじめとした首都圏の広域的な道路網に直結することになり、首都圏各地との連絡利便性の向上も期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

(ア) 本件事業の施工区域内のうち環状南線の施工区域と重複する土地（以下「環状南線との重複施工箇所」という。）及びその周辺の土地について

本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業のうち、国土交通省関東地方整備局及び東日本高速道路株式会社（以下「環状南線の起業者」という。）が施行する環状南線との重複施工箇所にある公田インターチェンジ（仮称）の施工区域は、本件事業と一体的に施行される環状南線の都市計画手続において、都市計画決定権者である神奈川県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成6年12月に環境影響評価（以下「平成6年評価」という。）を実施した。その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準等は達成されると評価されている。

さらに、計画交通量の見直し及び平成6年評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、環状南線の起業者が平成26年3月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については遮音壁の

設置により環境基準等を満足するとされている。

また、環状南線との重複施工箇所及びその周辺の土地において、環状南線の起業者が、平成6年評価等に基づき平成26年3月に現地調査及び既存文献等を基に調査を行った結果、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、メダカ等が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているオオアカウキクサ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマヤラン、準絶滅危惧として掲載されているエビネ、タコノアシ等が確認されている。

これらについて、環状南線の起業者が、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、オオタカについては営巣が確認されていることから、環状南線の起業者は専門家の指導助言を受け、モニタリング調査を継続し、必要に応じて適切な保全措置を講ずることとしている。ハヤブサ、ホトケドジョウ、サシバ及びメダカについては、周辺には同様の生息環境が広く分布していることなどから影響は小さいとされている。

オオアカウキクサ、マヤラン、エビネ及びタコノアシ等については、環状南線の起業者は、工事による改変箇所での生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

環状南線との重複施工箇所には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、環状南線の起業者は神奈川県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

(イ) 本件事業の施工区域内のうち環状南線との重複施工箇所を除く土地（以下「単独施工箇所」という。）及びその周辺の土地について

本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業のうち、単独施工箇所は、環境影響評価法、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）及び横浜市環境影響評価条例（平成22年横浜市条例第46号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音、振動の予測評価を実施したところ、いずれの項目に関しても環境基準等を満足するとされている。

また、単独施工箇所及びその周辺の土地については、起業者が任意で、環状南線の平成6年評価等の文献調査をもとに現地調査を行った結果、絶滅危惧種等の希少な動植物は確認されなかった。

ただし、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で生育が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

単独施工箇所には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、起業者は横浜市教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は原宿六ツ浦の交通混雑緩和を主な目的とし、本件事業の施工区域内のう

ち申請起業地区間は道路構造令による第4種第1級の規格に基づく4車線の市道を、その他の区間は第4種第2級の規格に基づく2車線の市道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成7年4月21日に都市計画決定された都市計画と、のり面、保護路肩等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、原宿六ツ浦は交通混雑が発生しており、交通混雑の緩和等を図る必要があるほか、本路線は、神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会で定める第1次緊急輸送道路に指定されていることなどから、早期に整備する必要があると認められる。

また、一般社団法人神奈川県商工会議所連合会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業のため恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

横浜市栄区役所総務部区政推進課

6 収用及び使用の手続が保留される起業地

横浜市栄区桂台西二丁目、公田町字茶別当、字荒井沢、字中谷、字平台、字椎郷及び字平島地内